

重要事項のご説明

契約概要のご説明

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいようお願いいたします。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、引受保険会社までお問合わせください。
- 保険契約者である三井住友カード株式会社が、三井住友海上火災保険株式会社を引受保険会社として締結する団体契約をご案内しています。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

- プラン名 : 持ち物安心
- 保険商品 : 団体総合生活補償保険(MS&AD 型)
- 保険契約者 : 三井住友カード株式会社
- 加入対象者(お申込人となれる方) : 三井住友カード株式会社のクレジットカード会員または Olive フレキシブルペイ会員
- 保険の補償開始日 : 「翌日から」をご選択された場合、お手続き日の翌日午前0時
「翌月 1 日から」をご選択された場合、申込日の翌月 1 日の午前0時
(注)保険の補償開始日が月初 1 日以外の場合は、その日が属する月の月初 1 日を保険始期とする保険契約への中途加入の取扱いとなります。
- 保険期間の終期 : 保険の補償開始日の属する月の 1 年後応当月 1 日の午前0時
- 保険金額・保険料 : お申込手続画面に記載の保険金額・保険料
- 保険料の払込方法 : ご選択された払込方法により異なります。また、分割払のため、保険料が割増となっています。
・「クレジットカードまたはフレキシブルペイ(クレジットモード有)」による払込をご選択された場合
補償開始日の2か月後から保険期間の終期の翌月まで毎月のご請求
・「フレキシブルペイ(クレジットモード無)」による払込をご選択された場合
補償開始日の翌月から保険期間の終期が属する月まで毎月のご請求
※フレキシブルペイについて保険期間中にクレジットモード有→無または無→有に変更となった場合、保険料請求のタイミングが上記のとおり変更となりますのでご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金 : この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 解約返れい金の有無 : ご加入の脱退(解約)に際しては、始期日から解約日までの期間とお支払い済みの保険料に応じて、解約返れい金を返還させていただくか、追加でご請求させていただくことがあります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。
- 契約の自動継続 : 保険期間終了後はお客さま、または保険契約者、代理店・扱者、引受保険会社よりご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、被保険者ご本人の年令が保険期間の始期日において満 84 才となるまで、前年ご加入の内容に応じたプラン・コースでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。保険期間終了日の2か月前に、ご登録いただいたメールアドレスへ満期(自動継続)のご案内をお送りしますので、必ずご確認ください。
- 代理店・扱者 : 株式会社エスシー・カードビジネス
- 被保険者(補償の対象者) : 申込手続きを行った会員本人(新規:加入手続時点で満 18 才以上、保険始期日時時点で 80 才未満の方、継続:保険始期日時時点で 85 才未満の方)
本人(*)となれる方
(*)お申込手続画面の被保険者欄に記載の方をいいます。

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。携行品損害など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

① おケガの補償および②以外の特約: 上記被保険者(補償の対象者)本人となれる方に記載のとおり

② 固有の特約: 下表のとおり

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
受託物賠償責任補償特約	(a) 本人(*) (b) 本人(*)の配偶者 (c) 同居の親族(本人(*)またはその配偶者と同居の、本人(*)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人(*)またはその配偶者と別居の、本人(*)またはその配偶者の未婚の子) (e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(*) お申込人ご本人をいいます。

(*2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際のものを行います。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 保険期間

この保険の保険期間は、1 年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、お申込手続画面の保険期間欄にてご確認ください。

(3) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、お申込手続画面の保険金額欄、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2. 保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合

対象となる保険金をご加入いただくプランによって異なります。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷 害 保 険 金	傷害入院保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	傷害入院保険金日額×傷害入院の日数 (注1)傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※(1,095 日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1 事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(180 日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	ライトコース			
	スタンダードコース			
	プレミアムコース			

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害手術保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約 ライトコース スタンダードコース プレミアムコース	保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、傷害入院保険金の支払対象期間※(1,095日)中に手術※を受けられた場合	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ② ①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	(傷害入院保険金と同じ)
	携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット ライトコース スタンダードコース プレミアムコース	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品(*1)に損害が発生した場合 (*1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(*2)をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 (*2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。	$\text{損害の額} - \text{免責金額} \times (1 \text{ 回の事故につき } 3,000 \text{ 円})$ (注1)損害の額は、再調達価額※によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2)損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族※の故意による損害 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
		をご確認いただいたうえでご加入ください。	●戦争、その他の変乱※、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 など
受託物賠償責任保険金 ★受託物賠償責任補償特約 ライトコース スタンダードコース プレミアムコース	保険期間中で、受託物 ^(※1) を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊 ^(※2) ・紛失・盗難にあったことにより、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合 (※1)「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人（レンタル業者を含みます。）から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 (※2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐欺を含みません。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りま。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額^(※)＋判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金－被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額－免責金額^(※)（1回の事故につき5,000円） (※)被害受託物の時価額が限度となります。 (注1) 保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いたします。 (注4) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使（差し押え・没収・破壊等）による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的事故・機械的事故（故障等）による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●航空機、船舶（原動力がもっぱら人力であるものを含みません。）、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族※に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任（収益減少等） ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害 など

補償対象外となる運動等	
山岳登山 ^(※1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^(※2) 操縦 ^(※3) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^(※4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 (※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (※2)グライダーおよび飛行船は含みません。 (※3)職務として操縦する場合は含みません。 (※4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。	
補償対象外となる職業	
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業	
補償対象外となる主な「携行品」	
船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型(無人機等を含みます。))およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データなど	
補償対象外となる主な「受託物」	
日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物など	

●すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱[※]、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

【※印の用語のご説明】

用語		説明
あ		
	医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
	医師	被保険者以外の医師をいいます。
か		
	競技等	競技、競争、興行 ^(※) または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 (※)いずれもそのための練習を含みます。
	頸(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
	ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状 ^(※) を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 (※)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
	誤嚥(えん)	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入るとをいいます。
さ		
	再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額とな

用語		説明
		る場合があります。
	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	支払限度日数	支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、「保険金のお支払額」に記載の期間または日数とします。
		適用される保険金の名称
		傷害入院保険金
	支払対象期間	支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、「保険金のお支払額」「保険金をお支払いする場合」に記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。
		適用される保険金の名称
		傷害入院保険金、傷害手術保険金
酒気帯び運転	道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。	
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ② 先進医療※に該当する診療行為(*2) (*1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 (*2)②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。	
乗用具	自動車等※、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。	
親族	6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。	
先進医療	手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。	
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。	
た		
	治療	医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
	溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
な		
	入院	自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
は		
	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
	病気	被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
ま		
	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

注意喚起情報 のご説明

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、引受保険会社までお問合わせください。
- 保険契約者である三井住友カード株式会社が、三井住友海上火災保険株式会社を引受保険会社として締結する団体契約をご案内しています。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は三井住友カード株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、「保険の申し込み」画面の「告知確認・質問事項」に記載されている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。「保険の申し込み」画面の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して3回以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、「保険の申し込み」画面の保険金請求に関する質問事項に正しくお答えください。
- (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
- 保険金受取人について
普通保険約款・特約に定めております。
- 次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。
 - ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ ②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったときまた、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
- (*)保険契約:その被保険者に係る部分に限ります。

3. 補償の開始時期

保険の補償開始日の午前0時に補償を開始します。保険料は、契約概要のご説明の「1. 商品の仕組みおよび引受条件等 ■保険料の払込方法」記載の方法により払込みください。契約概要のご説明の「1. 商品の仕組みおよび引受条件等 ■保険料の払込方法」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由) 等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

契約概要のご説明の「2. 保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1) 保険料は、ご登録いただいておりますカードの請求により引き落とします。保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

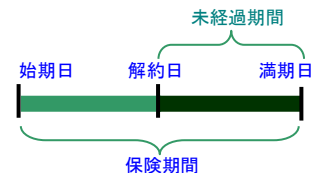
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、「加入履歴」画面からお手続きください。

ご加入の脱退(解約)に際しては、始期日から解約日までの期間とお支払い済みの保険料に応じて、解約返れい金を返還させていただくか、追加でご請求させていただくことがあります。



8. 会員資格喪失時の取扱い

本商品の申込人となれる方は三井住友カード株式会社のクレジットカード会員またはOliveフレキシブルペイ会員ご本人に限ります。したがって、カードの退会、またはカード会社からのカード会員資格取消等によりカードが無効となった場合、本商品も自動的にカード無効日の属する月の翌月 1 日付けでの解約となります。

9. 保険会社破綻時等の取扱い

＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【ケガの補償】

保険金、解約返れい金等は 80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から 3 か月までに発生した事故による保険金は 100%補償されます。

【上記以外の補償】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

10. 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

1. ご加入にあたっての注意事項

- この保険は三井住友カード株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が負担した保険料を保険契約者がとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 契約内容登録制度について
お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- 保険契約者からの情報提供について
引受保険会社は、ご加入後、申込人住所変更などの情報を保険契約者から入手する場合があります。

2. 保険金をお支払いする場合に該当したときの手続

- 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡
保険金をお支払いする場合に該当したときは、引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 保険金のご請求時にご提出いただく書類
被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、引受保険会社までお問い合わせください。
【ご提出いただく書類】
以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
・引受保険会社所定の保険金請求書
・引受保険会社所定の同意書
・事故原因・損害状況に関する資料
・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
・引受保険会社所定の診断書
・診療状況申告書
・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
・死亡診断書
・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
- 代理請求人について
高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求することができます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

●保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{(*)1}をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^{(*)2}を終えて保険金をお支払いします。^{(*)3}

(*)1)保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(*)2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*)3)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

3. 重要事項のご案内方法と意向確認について

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社と保険代理店：株式会社エスシー・カードビジネスは、三井住友カード株式会社のアプリ・WEB サービスを通じてこの保険に関する「重要事項のご説明」の交付やご意向確認等を行っています。

この保険商品に関するお問い合わせは

ご契約内容・手続きに関するご不明点は、よくあるご質問をご覧くださいか専用のお問い合わせフォームでお問い合わせください
「お問い合わせフォーム」 <https://contact.smktg.jp/public/application/add/33>

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277(無料)

保険金をお支払いする事由が発生した場合は

保険金支払い事由が生じた場合はすみやかに以下のいずれかの方法で、三井住友海上にご連絡ください。

【WEBによる受付(ケガ・携行品の保険金請求のみ)】

<https://www.web-ms-ins.jp/scweb/?p=o8pf9>

に☐入力・送信してください。

【お電話による受付】

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189(無料) 事故はいち早く

指定紛争解決機関（注意喚起情報）

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター [ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]0570-022-808

・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。※おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

<代理店・扱者>株式会社エスシー・カードビジネス

<引受保険会社>三井住友海上火災保険株式会社 金融法人第一部 営業第二課 03-3259-6684

ご加入内容
確認事項

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご案内した保険商品がお客さまのご意向に沿った商品（補償）であるかをご確認いただくものです。合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご選択いただいていることを確認させていただくためのものです。なお、ご加入にあたりご不明な点がございましたら、引受保険会社までお問い合わせください。

1. 補償の分野について

今回ご案内するプラン・コースの「補償の分野」は、以下のとおりです。このプラン・コースがお客さまのご意向に沿ったものであることをご確認ください。

※各プランの保険金額および保険料は「お申込手続画面」をご参照ください。

【補償の分野の一覧表】○：補償されます ×：補償されません ー：対象外

補償の種類 補償の対象	死亡	後遺障害	入院	手術	通院	携行品	受託物賠償
おケガ	×	×	○	○	×	ー	ー
携行品	ー	ー	ー	ー	ー	○	ー
受託物賠償	ー	ー	ー	ー	ー	ー	○

2. お申込手続画面における選択内容のご意向確認

以下の手順でお申込手続画面におけるお客さまの選択内容がご意向に沿ったものであることをご確認ください。

STEP1	引受保険会社で把握（一部推定を含む場合があります）しましたお客さまのご意向は上記1. の【補償の分野の一覧表】に「○」のある補償です。この補償は、お客さまにとってご興味（ご意向）のある商品であることをご確認ください。
STEP2	ご選択されたプラン・コースをご覧ください、ご案内の商品の内容をご確認ください。
STEP3	ご選択されたプラン・コースをご確認いただいた後のこの補償に対するご意向はSTEP1と比較して一致しているかご確認ください。

STEP1～STEP3のすべてをご確認いただいた場合、お申込手続きにおすすみください。

A24-100803、承認年月：2024 年 8 月